

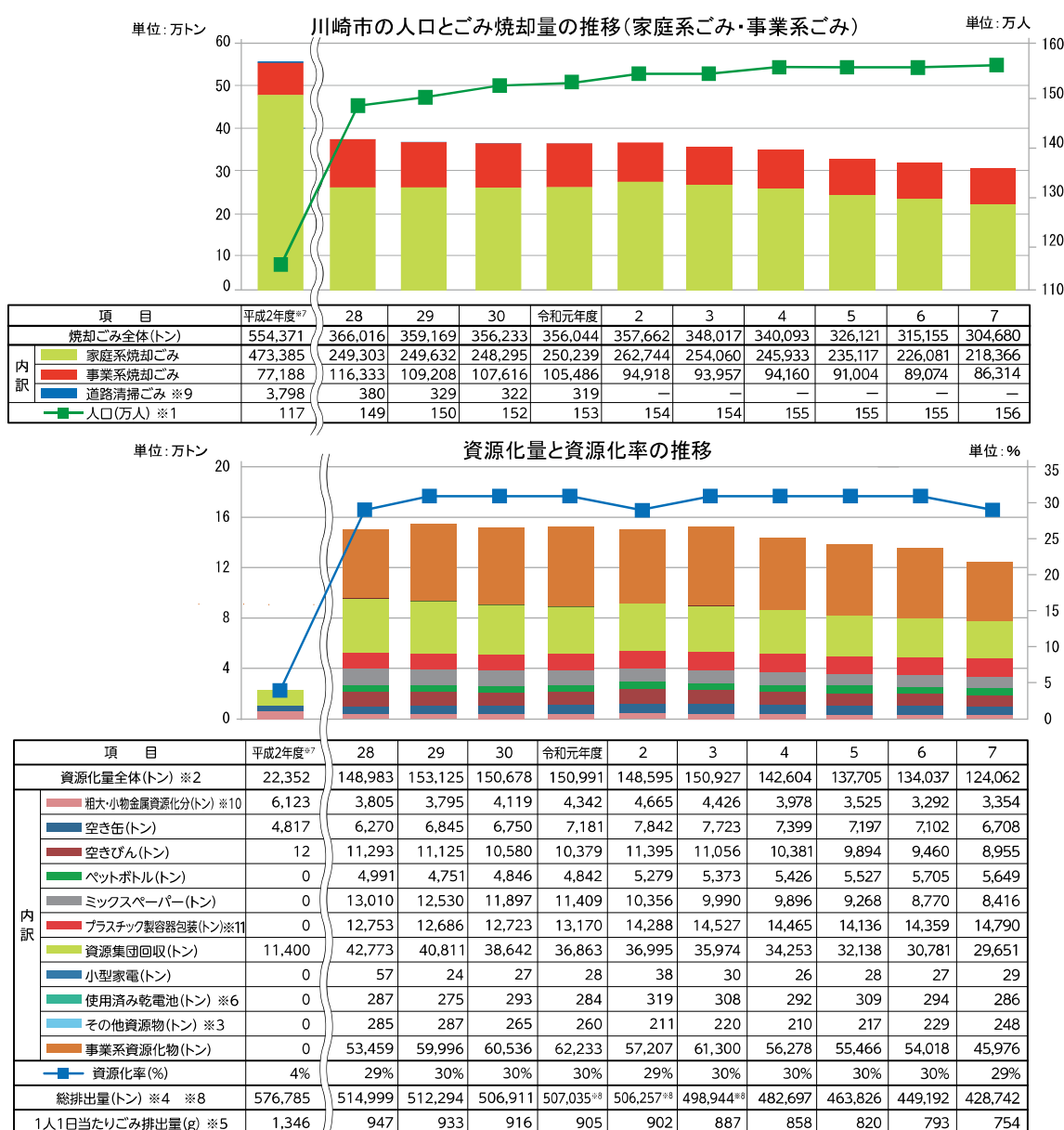
地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

川崎市では、多様な媒体を活用した情報発信や普及啓発、イベント等での啓発活動、ごみと資源物の適正な分別・排出に向けた広報、出前ごみスクールをはじめとする環境教育・環境学習などを実施しています。これらの取組を、廃棄物減量指導員をはじめ、市民・事業者の皆様との協働により推進した結果、令和5年度及び令和6年度の「1人1日当たりのごみ排出量」は、2年連続で政令指定都市の中で最も少ない都市となりました。

令和8年3月には「川崎市循環型社会形成推進計画」を策定し、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念に、市民・事業者・行政の協働による脱炭素化や循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進しています。また、資源循環の促進や限りなくごみをつくらない社会の実現を目指し、ごみの減量化・資源化に取り組むこととしています。

今後も、プラスチック資源の分別・リサイクルの推進、食品ロス削減、マイボトル・マイバッグの利用促進などを通じて、さらなる資源循環の推進と脱炭素化の実現に向けた取組を進めていきます。

ごみ処理・リサイクルに関するデータ ①



※1 人口は、各年度の10月1日現在の人口に基づきます。

※2 資源化量は、家庭系資源物及び事業系資源物を含めて算出したものです。

※3 その他資源物とは、自主回収古紙、古布及び蛍光灯の合計値です。

※4 総排出量=焼却ごみ+資源化量

※5 1人1日当たりごみ排出量は、一般家庭（家庭系焼却ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系焼却ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物）、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は366日）で除したものです。

※6 使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成26年度から資源化量の内訳へ記載することとしました。

※7 平成26年度は本市が「ごみ非常事態」を宣言した年です。

※8 令和元年度東日本台風で発生した災害廃棄物は含まれていません。

※9 令和2年度から道路清掃ごみは、事業系焼却ごみに含まれています。

※10 令和2年度から一時多量ごみ資源化分を含みます。

※11 令和6年度から川崎市、令和7年度から幸区、中原区はプラスチック資源になります。災害廃棄物は5,086t(R1)、1,210t(R2)、213t(R3)発生しており、上記には含まれていません。